

2. 事業の目的と概要	
(1) 上位目標	対象地域の村人及び教育機関の自然災害に対する対応能力が向上する。
(2) 事業の必要性 (背景)	<p>(ア) 事業実施国における開発ニーズと防災事業との関連性</p> <p>ウガンダ共和国（以下ウ国）は、気候変動の影響に対し脆弱な国の一つであり、例えば異常気象の発生度においては、世界ワースト 16 位に位置付けられている。</p> <p>実際に、近年降雨パターンの変化が大規模な干ばつや局地的な豪雨、それに伴う洪水を引き起こしており、年平均 80 万ヘクタールの農作物が破壊され、1200 億シリング（約 47 億円）以上の被害が出ている。この傾向は今後ますます強まると予測される中、年間 3.2% という世界でも有数の人口増加率を記録するウ国にとっては、頻発する災害に対処するだけでなく、農作物への被害を最小限にとどめるための能動的な計画の作成が喫緊の課題となっている。しかしながら、隣接するケニアやソマリアと比較しても開発援助機関等による支援が限られており、十分な対策が行われているとは言えない。</p> <p>ウ国政府が 2010/11 年度から開始した 5 カ年国家開発計画（NDP）においても、気候変動の影響が経済社会開発の阻害要因であり、特に GDP の 70% を農業生産に依存する同国にとっては長期に渡る脅威であるとし、別に「災害への備え及び災害対策に関する国家政策」を制定し対策を明示している。同政策では、関係機関間の連携強化や早期警報システムの整備推進だけでなく、気候変動やそれに伴う災害や防災に関する国民の知識と意識の向上、気候変動による被害を軽減させるための取り組みの強化、各村の災害対策委員会による災害アセスメント及びハザードマップの作成など、防災や災害リスク軽減活動の重要性についても踏み込んで記述している。しかし実際には、相次ぐ災害の緊急救援のみに資源が投入され、防災活動はほとんど行われていない現状がある。特に、村レベルでの災害リスクの分析や防災計画の策定はないに等しい。</p> <p>一方で、災害への対処や防災計画の策定は大人が担うため、子どもたちのニーズへの配慮が欠けることも多い。災害から子どもたちを守るためには、通学路や子どもたちが頻繁に訪れる場所など、子どもたちの視点を取り入れた村レベルでの災害リスクの分析及び防災計画の策定に加えて、教育機関においても十分な防災体制を整えることが必須となるが、現実に学校レベルでの防災計画はほとんど存在しておらず、教職員の防災知識も乏しいのが実情である。</p> <p>(イ) 事業地における防災事業の必要性</p> <p>当会が防災（災害リスク軽減）（以下、「防災」）事業を予定している西部のカセセ県周辺では、2013 年 5 月に豪雨の影響で 60 年ぶりとなる大規模な洪水が発生した後、2014 年 8 月までの期間に計 5 度の洪水が発生した。その結果、主要 3 河川が氾濫し、35 の幹線道路や 84 の橋、学校 1 棟が流失・倒壊し、計 13 名の死者の他、1 万 6 千人以上が避難を強いられた。総被災者数は 4 万人超で、農作物等も含む被害総額は、400 億円を超えると推定されている。同地では今後も洪水の発生が予測されることに加え、事業予定地のカルサンダラ準郡は、小規模農家が多い平野部で、近年は干ばつによる被害が深刻なところ、今回の洪水では広範囲に渡り河川が氾濫し、農作物や家畜に対し甚大な被害があった地域である。</p>

	<p>また、開発援助機関がウ国において実施している防災対策支援事業は、干ばつ等の被害を多く受ける東部や北部に偏っており、西部における施策は皆無に等しい。これらを鑑みるに、同地域において、政府が執行できていない部分を補い、村レベルでの住民自身による災害リスクの分析や防災計画の策定及び計画に則った活動実施の支援を通じ、当該地域における気候変動の影響に強い地域づくりを図る本事業実施のニーズが高いと考える。当会と連携して事業を実施するセーブ・ザ・チルドレン・ウガンダ（以下 SC ウガンダ）が行った現地調査によると、洪水被害は、危険を承知で川沿いに住まざるを得ない人々や、下流の小規模農家など貧困層により深刻な影響をもたらしている。彼らはテレビなどの通信手段を持たないことが多いため、避難が遅れて孤立した事例が報告されている。また、学校に設けられた避難所が適切に運営されていなかったため、自己判断で自宅に戻って二次災害に遭った例や、災害対策委員会と教育局の連携不足から、避難所となっている学校の生徒が他の学校に割り振られず、通学の再開が必要以上に遅れてしまった事例もあった。加えて、避難を強いられた家族の子どもたちは、家財道具の移動や、日銭を稼ぐために労働せざるを得ず、通学に支障が出ている。さらに、農村部においては食糧備蓄など災害への備えが不十分であったため、被災後食事の回数を減らさざるを得ない等の二次被害も起きている。</p> <p>これらの被害は、村や学校において防災対策が策定され、村人や子どもたちが災害や気候変動に対する正しい知識を身に着け、災害の被害を軽減するための町づくりを推進すると共に、避難訓練や食料の備蓄、気候変動に適した農業など主体的かつ包括的な防災活動を行うことにより大幅に軽減することができる。なお、SC ウガンダ事務所は、カセセ県で発生した洪水に関し、緊急支援部門が県災害対策委員会を通じて洪水被害の支援を行うなど、既に県との良好な関係を築いている。当会が本事業形成に係る事前調査を実施した際にも、県災害対策委員会の委員 5 名が視察に同行し詳細な説明を行った。その際に行った聞き取りによると、当県における災害対策予算で実施できるインフラ整備には限りがあるため、同委員会は、現状取り組まねばならないインフラ整備以外の防災・減災対策の必要性を認識しており、当会が実施予定の事業に対し、非常に好意的である。実際に、事業に関連する情報共有のほか、職員による助言など、事業実施に関しあらゆる便宜供与を行うことを書面で確約している。</p> <p>（ウ）外務省の方針との整合性</p> <p>本事業は、防災活動を通じて災害が農村部の住民の生活に与える影響を最小限にとどめることで貧困の負の連鎖解消に資するものであるため、農村部の所得向上を目標に掲げる日本政府の対ウガンダ国別援助方針とも整合性がある。また、日本政府が気候変動対策に資する途上国支援策である Actions for Cool Earth: ACE（エース）の実施対象国にウ国を含んでいることから、ウ国において気候変動対策を講じる必要性は高いと考えている。</p>
(3) 事業内容	<p>当事業は、当会の支援により、住民及び生徒たちが災害や気候変動に対する正しい知識を習得した上で自ら防災対策計画を策定し、活動を実施することを通じ、対象地域の村人及び教育機関の災害および気候変動への持続的な対応能力が向上することを目的とする。</p>

具体的な活動としては、人口約 1 万 5 千人のカルサンダラ準郡内 18 村及び 8 つの学校において、災害対策委員会及び防災クラブを立ち上げ、当会が実施する参加型の研修を通じて学生や住民が自らの学校や村の災害対応体制の脆弱性を分析すると共に、その被害を緩和するための中長期的な防災活動計画を策定する。学校で策定した計画は、村の災害対策委員会と共有し、村の災害計画の一部とする。

さらに、地域及び学校の脆弱性の分析に基づき、災害が発生した際の人的・物的被害を軽減するために必要な、避難及び救助の仕組みの構築を図る。その仕組みが機能するためには、住民ひとりひとりの高い防災意識が必要不可欠であるため、村ごとに啓発活動や避難訓練を実施し、住民全員が確実に裨益できるようきめ細やかな活動を行う。

一方で、当事業を県における住民参加型防災事業のモデル事業と位置付け、事業開始時より県や郡の災害対策委員会の積極的な関与を図る。実際に事業を行う際には、当会が東日本大震災復興支援事業で得た経験と知見を防災分野の作業部会を通じて収集・体系化したものを部会に所属する本部担当者が事業に反映させる。とりわけ、子どもを災害被害から守るために一貫して取り組んできた、子どものニーズを中心として地域—学校—家庭—行政が一体となった地域防災の仕組み作りに関する知見を活用していく。また、当事業の一環として行う防災教育の中にも、東日本震災時の経験・学びや、前述の復興支援事業の活動の手法・ツールを適宜採り入れていく。

目標 1：事業対象地において、村の災害リスクの分析及びリスク軽減のための活動計画が策定され、さらに避難及び救助の仕組みが確立する。

上記の目標を達成するため、以下の活動を実施する。

① 事業の効果を測るための活動

全 18 村において村人を対象に、事業開始時及び終了時に、質問票を用いて防災や気候変動に関する住民の知識や意識に関する調査を行い、事業の成果を確認する。(活動 1.1, 1.11)

② 対象地内 18 村の災害対策委員会 (VDMC、各村 20 名ずつ計 360 名) の活動及び運営能力強化支援

VDMC メンバーに災害の種類や防災に関する基礎知識習得を目的とした研修や住民参加型防災計画策定ワークショップを進行するための研修 (ToT) を行った後、各村が独自の防災計画を策定する。策定した防災計画に則って村内で啓発活動を実施するほか、月 1 度の定例会を通じて進捗の確認や、必要に応じて委員会の運営能力強化を行う。事業期間終了時には、年間の活動振り返り会議を実施し、自ら実施した活動の成果を評価する。(活動 1.2~1.5, 1.10)

③ 緊急時の避難システム (場所、経路、誘導體制等) の整備支援

各 VDMC が、緊急時の連絡手段及び避難手順や経路の確認作業を行い、避難所の運営等について合意した後、村の避難マニュアルを策定する。その後、マニュアルに則って鐘や太鼓などの緊急時警報システムを設置し、避難所への救急箱や看板などの設置を行う。VDMC メンバーに対して、応急手当技術の習得を目的とした研修を行い、緊急時に最低限度の処置を行うことができる体制を整える。避難経路や場所に関する周知を住民に対して行った後、避難訓練を実施することで、村全体に緊急災害に対する着実な

備えが根付くことを目指す。(活動 1.6~1.9)

目標 2 : 事業対象地の教育機関において、子ども達の災害リスク軽減のための活動計画が策定され、避難及び救助の仕組みが確立する。

上記の目標を達成するため、以下の活動を実施する。

① 事業の効果を測るための活動

全 8 校の学生を対象に、事業開始時及び終了時に、質問票を用いて防災や気候変動に関する住民の知識や意識に関する調査を行い、事業の成果を確認する。(活動 2.1, 2.13)

② 対象地内 8 校の防災クラブ(各校 20 名ずつ計 160 名)の活動及び運営能力強化支援

防災クラブ顧問らに災害の種類や防災に関する基礎知識習得を目的とした研修や住民参加型防災計画策定ワークショップを進行するための研修 (ToT) を行った後、各校が防災計画を策定する。一方で、学校運営の主体である PTA 及び学校運営委員会に対しても防災の基礎知識研修を行うと共に活動計画を共有することで協力体制を確立する。防災クラブは、策定した防災計画に則って校内で啓発活動等を実施すると共に、週 1 度の定例会を通じて進捗の確認のほか、クラブの運営能力強化を図る。事業期間終了時には、年間の活動振り返り会議を実施し、自ら実施した活動の成果を評価する。(活動 2.2~2.6, 2.11~2.12)

③ 緊急時の避難システム(場所、経路、誘導體制等)の整備支援

防災クラブを中心に校内における緊急時の連絡手段及び避難手順や経路の策定作業を行い、校内及び登下校時の避難マニュアルを策定する。その後、マニュアルに則ってチャイムなどの緊急時警報機を設置し、救急箱や看板などの設置を行う。クラブ員及び顧問に対して、応急手当技術の習得を目的とした研修を行い、緊急時に最低限度の処置を行うことができる体制を整える。避難に必要な情報の周知を生徒に対して行った後、避難訓練を実施することで、子どもたちの緊急災害に対する備えの向上を図る。(活動 2.7~2.10)

目標 3 : 県及び準郡災害対策委員会が、学校や村における子ども参加型・住民参加型の防災事業に対する進捗管理を行う。

事業開始時には、県や準郡の災害対策委員会や教育局職員など関係者を集めて、事業や会計管理に関する説明会を行い、協力体制の確立を図る。その後は、四半期ごとに開催される各機関の定例会議に、セーブ・ザ・チルドレン職員が参加し、県全体の防災関連情報の収集及び本事業の進捗の説明を行う。事業期間の終盤には、当会が支援した防災クラブや VDMC の活動の成果を発表するため、クラブや VDMC の代表が県及び準郡の災害対策委員会を訪問し、成果の発表を行う。

一方で、県及び準郡災害対策委員会メンバーが、年 3 回程度当該事業の事業視察を実施し、当該活動について理解を深める。(活動 3.1~3.4)

なお、本事業は、3 年間の事業として設計しており、2 年目以降は、防災活動計画のうち、慢性化する災害や気候変動の影響を緩和するために必要不可欠な食料や栄養を確保することを目指し、食糧の備蓄や気候変動に強い農業技術の導入、生業の多様化などより長期的な対策が必要な活動を行

	<p>うと共に、リスクマッピングに基づき小橋の修復など簡単なインフラ整備を行う。また、持続性を担保するために必要な、村の災害対策委員会及び防災クラブの運営管理能力強化に資する活動や、県や準郡職員への働きかけを強化する。</p>
(4) 持続発展性	<p>本事業は、政府が制定した災害対策制度のうち、県から村レベルまでの防災機能の強化を支援するものであるため、事業終了後も各機関が培った能力を活用して防災活動を継続していく。</p> <p>村の防災対策の策定に関しては、住民の合意形成の上に進めるなど彼らの主体性を重視すると共に、事業開始当初から村の有力者や生徒の保護者らを巻き込むことで、事業への理解度の深化を図り支援体制を確立する。また、防災クラブ活動など、学校内の活動については、可能な限り既存の校内スケジュールの枠組内で活動できるよう工夫し、関係者（教師ら）の負担を減らすことで持続性を高める。</p> <p>また、事業対象村・学校にて策定された防災計画が郡の開発計画に統合され、防災事業予算の適切な配分がなされるよう、県の災害対策委員、学校を管轄する県教育局、県議員などに対し、適宜事業の成果の共有や予算確保に資するアドボカシーを行う。</p>
(5) 期待される成果と成果を測る指標	<p>【成果 1】 事業対象地において、村の災害リスク軽減のための活動計画が策定され、避難及び救助の仕組みが確立する。</p> <p>【指標 1】</p> <p>1. 1) 全ての事業対象村（18 村、人口約 15,000 人）において防災対策活動計画が策定される。</p> <p>1. 2) 全ての事業対象村において洪水など緊急災害時に必要となる資機材が設置される。</p> <p>1. 3) 全ての事業対象村において、応急手当を身に付けた災害対策委員がいる。</p> <p>1. 4) 80%以上の村人が、緊急災害発生時の避難経路や避難場所について正しく理解している。</p> <p>【指標 1 の確認方法】 防災対策活動計画書、資機材等の設置状況、年間活動レビュー会議におけるテスト</p> <p>【成果 2】 事業対象地の教育機関において、子ども達の災害リスク軽減のための活動計画が策定され、避難及び救助の仕組みが確立する。</p> <p>【指標 2】</p> <p>2. 1) 事業対象地の全ての学校（8 校）において、防災計画が策定される。</p> <p>2. 2) 事業対象地の全ての学校において洪水など緊急災害時に必要となる資機材が設置される。</p> <p>2. 3) 事業対象地の全ての学校において、応急手当を身に付けた職員・生徒がいる。</p> <p>2. 4) 80%以上の生徒が主な緊急災害発生時の避難経路及び避難場所について正しく理解している。</p> <p>【指標 2 の確認方法】 防災対策活動計画書、資機材等の設置状況、年間活動レビュー会議におけ</p>

	<p>るテスト</p> <p>【成果 3】 県及び準郡災害対策委員会が、学校や村における子ども参加型・住民参加型の防災事業に対する進捗管理を行う。</p> <p>【指標 3】</p> <p>3.1) 県及び準郡災害対策委員会の定例会において、当会が支援する住民参加型防災事業の進捗報告が議題に組み込まれる。</p> <p>【指標 3 の確認方法】</p> <p>県及び準郡災害対策委員会定例会の議事録</p>
--	--